

# 長野県最低賃金

時間額

# 948円

(改正前 時間額908円)

効力発生年月日 令和5年10月1日

☆業種・年齢・雇用形態（正社員、パート等）  
に関わらず、長野県内で働くすべての人に  
適用される1時間当たりの賃金の最低額です。

長野県PRキャラク  
ター「アルクマ」  
©長野県アルクマ



長野労働局 <https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/>



## 【賃金、最低賃金に関するお問い合わせ先】

最寄りの労働基準監督署 又は、長野労働局労働基準部賃金室  
(☎026-223-0555)

## 【支援策（助成金）に関するお問い合わせ先】

業務改善助成金 長野労働局雇用環境・均等室 (☎026-223-0560)  
キャリアアップ助成金 長野労働局 職業対策課 (☎026-226-0866)